保保発0627第3号年管管発0627第2号令和4年6月27日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長 (公印省略) 厚生労働省年金局事業管理課長 (公印省略)

「令和4年福島県沖地震に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額 の定時決定の取扱いに係る特例措置について」に伴う事務処理等について

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬月額の定時決定の取扱いの特例措置については、本日付けで「令和4年福島県沖地震に伴う健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定の取扱いに係る特例措置について」(令和4年6月27日保発0627第19号・年管発0627第1号)が発出され、「令和4年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、令和3年の7月から令和4年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、その差が令和4年福島県沖地震の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動したことにより生じた場合」について、特例的に保険者算定を行うこと(以下「特例保険者算定」という。)が可能とされたところである。

これに伴い、当該特例保険者算定に関する事務処理方法等について下記のとおりとしたので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

1. 特例保険者算定の趣旨

令和4年福島県沖地震の復興業務等に従事したため、適用事業所に使用される被保険者の報酬が一時的に変動したことにより、通常の方法によって報酬月額の定時決定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、「「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正等に伴う事務処理等について」(平成23年3月31日保保発0331第6号・年管管発0331第14号)に準じた取扱いとして差し支えないこと。

2. 特例保険者算定の概要

令和4年の4月、5月及び6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から 算出した標準報酬月額と、令和3年の7月から令和4年の6月までの間に 受けた報酬の月平均額(報酬の支払の基礎となった日数が17日未満である 月があるときは、その月は除く。)から算出した標準報酬月額の間に2等 級以上の差を生じた場合であって、この差が令和4年福島県沖地震の影響 により報酬が一時的に変動したことにより生じた場合に限り、特例的に保 険者算定の対象とすること。

これらの対象となる適用事業所は、福島県内に所在する適用事業所だけでなく、福島県外に所在する適用事業所においても対象となること。

3. 特例保険者算定の申立手続について

- (1) 特例保険者算定を申し立てるに当たっては、事業主から日本年金機構(事業所が健康保険組合の設立事業所である場合には当該健康保険組合。以下「保険者等」という。)に対して、その被保険者が特例保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を提出させること。
- (2) (1)の申立書には、特例保険者算定を申し立てることに関する被 保険者の同意書を添付させること。
- (3) (1)の申立を行うに当たっては、特例保険者算定の要件に該当するものであることを保険者等が確認できるよう、事業主から前年7月から当年6月の被保険者の報酬額等を記載した書類を提出させること。その際、報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳を添付させること。
- (4) (1)の申立を行う事業主に対して、その被保険者の報酬月額算定 基礎届の備考欄に、その旨を附記して提出させること。

4. 保険者等における留意点について

特例保険者算定についての事業主からの申立があった場合には、保険者等は、その申立が要件に該当するものであること(特にその被保険者の報酬月額の変動が、令和4年福島県沖地震の影響により、報酬が一時的に変動したことにより生じた限定的なものであるかどうか)を確認すること。